

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は51,987人（対前年比103.8%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は3,845人（同110.5%）で、その課税価格の総額は4,254億99百万円（同108.2%）、申告税額の総額は399億38百万円（同105.5%）でした。

○ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等		対前年比	
		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 50,103	人 51,987	% 103.8	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 688 3,480	人 外 684 3,845	% 外 99.4 110.5	
③	課税割合 (②/①)	% 6.9	% 7.4	ポイント 0.5	
④	相続税の納税者である相続人数	人 7,387	人 8,180	% 110.7	
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 39,251 393,252	百万円 外 38,805 425,499	% 外 98.9 108.2	
⑥	税額	百万円 37,838	百万円 39,938	% 105.5	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,705 11,300	万円 外 5,673 11,066	% 外 99.4 97.9
		税額 (⑥/②)	万円 1,087	万円 1,039	% 95.6

- (注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。
 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

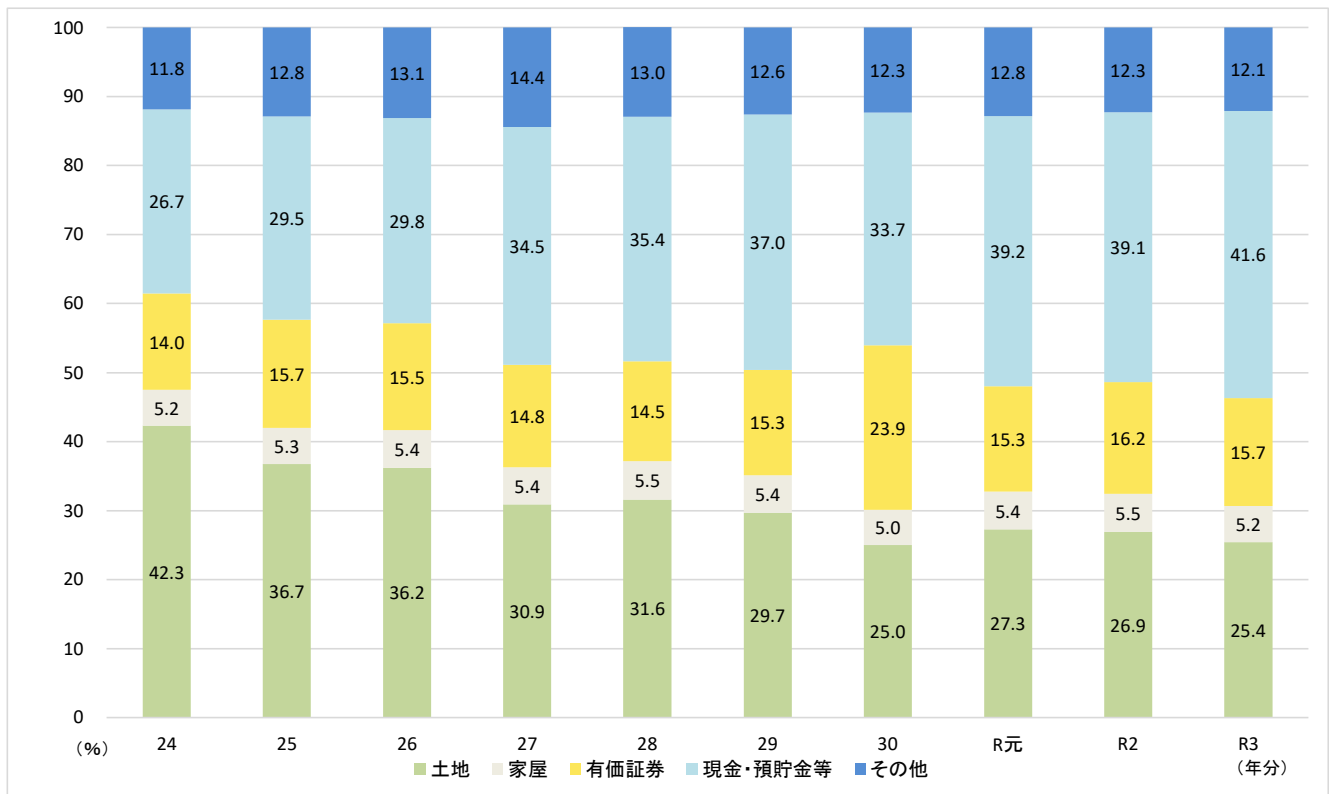
Ⅱ 参考計表

1 相続財産の金額の推移

年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
24	1,093	134	361	690	306	2,584
25	1,006	145	430	807	352	2,740
26	950	143	407	781	343	2,624
27	1,171	206	561	1,309	546	3,793
28	1,226	214	562	1,374	500	3,876
29	1,127	206	579	1,404	478	3,794
30	1,121	226	1,070	1,508	552	4,477
R元	1,145	228	641	1,644	537	4,195
R2	1,097	225	661	1,594	500	4,076
R3	1,114	229	687	1,824	530	4,384

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

Ⅲ 四国各県の状況

相続税の申告事績（徳島県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 9,886	人 10,465	% 105.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 137 人 690	外 148 人 799	外 108.0 % 115.8
③	課税割合 (②/①)	% 7.0	% 7.6	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,420	人 1,638	% 115.4
⑤	(注3) 課税価格	外 7,723 百万円 81,549	外 8,918 百万円 93,173	外 115.5 % 114.3
⑥	税額	百万円 7,726	百万円 8,242	% 106.7
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 外 5,637 万円 11,819	外 6,026 万円 11,661	外 106.9 % 98.7
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,120	万円 1,032	% 92.1

(注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（香川県）

年 分 等		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 12,183	人 12,329	% 101.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 196 1,063	人 外 169 1,108	% 外 86.2 104.2
③	課税割合 (②/①)	% 8.7	% 9.0	ポイント 0.3
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,219	人 2,363	% 106.5
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 12,116 115,636	百万円 外 9,749 116,091	% 外 80.5 100.4
⑥	税額	百万円 10,559	百万円 11,042	% 104.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 6,182 10,878	万円 外 5,769 10,478	% 外 93.3 96.3
⑧	税額 (⑥/②)	万円 993	万円 997	% 100.4

(注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（愛媛県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	18,036	18,770	104.1%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 258 人	1,197	外 284 人	外 110.1 110.7%
③	課税割合 (②/①)	%	6.6	7.1	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数	人	2,646	2,897	109.5%
⑤	(注3) 課税価格	外 13,642 百万円	131,502	外 15,531 百万円	外 113.8 112.3%
⑥	税額	百万円	12,454	14,034	112.7%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,288 万円	外 5,469 万円	外 103.4 101.5%
⑧		税額 (⑥/②)	1,040 万円	1,059 万円	101.8%

- (注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。
- 2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（高知県）

年 分 等		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 9,998	人 10,423	% 104.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 97 530	人 外 83 613	% 外 85.6 115.7
③	課税割合 (②/①)	% 5.3	% 5.9	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,102	人 1,282	% 116.3
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 5,769 64,565	百万円 外 4,606 68,555	% 外 79.8 106.2
⑥	税額	百万円 7,099	百万円 6,620	% 93.3
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,948 12,182	万円 外 5,550 11,184	% 外 93.3 91.8
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,339	万円 1,080	% 80.7

(注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなった方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。